11　平成25年度～平成27年度水質検査結果及び平成28年度水質検査計画

国分地区重久配水池系

No	検　査　項　目	単　位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	17	4	6	100以下		17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	6.4	6.2	5.7	10 以下	2 以下	6.4		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.4	10.6	11.1	200 以下	40 以下	11.1					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	7.3	7.0	7.1	200 以下	40 以下	7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	39	40	44	300 以下	60 以下	44					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	174	155	183	500 以下	100 以下	183		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.7	7.8	7.8	5.8 ～ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。
注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区敷根配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	28	0	2	100以下		28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.7	2.4	2.4	10 以下	2 以下	2.7		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.9	11.7	12.3	200 以下	40 以下	12.9					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	10.3	9.8	9.9	200 以下	40 以下	10.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	46	42	4.4	300 以下	60 以下	46					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	167	163	157	500 以下	100 以下	167		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2ーメチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.4	7.6	7.6	5.8 ～ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区台明寺配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	1	0	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.2	3.0	3.1	10 以下	2 以下	3.2		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.3	10.2	10.3	200 以下	40 以下	10.3					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.6	5.7	5.5	200 以下	40 以下	5.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	34	35	36	300 以下	60 以下	36					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	146	151	147	500 以下	100 以下	151		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.1	7.1	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区川原配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	42	88	62	100以下		88	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.5	0.5	10 以下	2 以下	0.5		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.13	0.14	0.8 以下	0.16 以下	0.14					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.11	0.09	0.1	0.6 以下	0.12 以下	0.11		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.8	12.5	14.1	200 以下	40 以下	14.1					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.2	5.3	200 以下	40 以下	5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	37	37	300 以下	60 以下	37					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	131	139	133	500 以下	100 以下	139		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.4	7.6	7.6	5.8 ～ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区上井配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	78	12	0	100以下		78	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○			○			○			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○									年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.1	0.1	10 以下	2 以下	0.2		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.24	0.21	0.18	0.8以下	0.16 以下	0.24		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○									年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.12	0.11	0.10	0.6 以下	0.12	0.12		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	21.1	21.4	21.2	200 以下	40 以下	21.4					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	7.1	6.6	5.9	200 以下	40 以下	7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	39	39	40	300 以下	60 以下	40					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	148	151	140	500 以下	100 以下	151		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2ーメチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		8.0	8.1	8.1	5.8 ～ 8.6		8.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区西堅馬場配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	16	29	1	100以下		29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○			○			○			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○									年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	0.2	10 以下	2 以下	0.2		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.13	0.12	0.11	0.8 以下	0.16 以下	0.13					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.09 以下	0.018 以下	0.001		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	20.8	21.2	21.2	200 以下	40 以下	21.2					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	17.5	17.6	17.9	200 以下	40 以下	17.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	37	38	39	300 以下	60 以下	39					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	149	162	162	500 以下	100 以下	162		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2ーメチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.7	7.8	7.9	5.8 ～ 8.6		7.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区上野原配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	42	6	0	100以下		42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○									3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○									年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	2.4	2.6	10 以下	2 以下	2.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03	0.03 未満	0.06	0.3 以下	0.06 以下	0.06					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.8	12.1	12.0	200 以下	40 以下	12.1					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.006	0.05 以下	0.01 以下	0.006					○										
38	塩化物イオン	mg/L	9.8	10.1	10.0	200 以下	40 以下	10.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	43	44	45	300 以下	60 以下	45					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	164	176	162	500 以下	100 以下	176		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.2	7.3	7.4	5.8 ～ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.7	0.5 未満	0.5	5度 以下		0.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」, 「 No.3～No.46[mg/L]」, 「 No.50～No.51[度]」, 「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区芦谷配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	15	1	14	100以下		15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満		○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満		○													
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.0	2.0	2.0	10 以下	2.0 以下	2.0		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満		○													注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満		○													
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満		○													
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○													
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.02	0.03	1.0 以下	0.2 以下	0.03		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満		○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満		○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.5	9.6	9.5	200 以下	40 以下	9.6		○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満		○													
38	塩化物イオン	mg/L	6.7	6.7	6.7	200 以下	40 以下	6.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	31	31	32	300 以下	60 以下	32		○											3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	152	155	153	500 以下	100 以下	155		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満		○												年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○												年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満		○													
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満		○												年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満		○												年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.2	7.3	5.8 ～ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」，「No.3～No.46[mg/L]」，「No.50～No.51[度]」，「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区春山高架水槽系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	9	20	2	100以下		20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.5	0.6	10 以下	2 以下	0.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.23	0.27	0.29	0.6 以下	0.12	0.29		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.2	8.2	8.1	200 以下	40 以下	8.2					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.0	5.0	200 以下	40 以下	5.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	20	19	20	300 以下	60 以下	20					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	120	127	124	500 以下	100 以下	127		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.7	7.5	7.6	5.8 ～ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」，「No.3～No.46[mg/L]」，「No.50～No.51[度]」，「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

隼人地区木之房配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	14	0	0	100以下		14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.8	1.8	10 以下	2 以下	1.9		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シスー1，2－ジクロロエチレン及びトランスー1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.02	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.7	8.3	200 以下	40 以下	8.7					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.4	5.2	200 以下	40 以下	5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	28	30	28	300 以下	60 以下	30					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	145	134	145	500 以下	100 以下	145		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	7.0	7.1	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

隼人地区西光寺配水池系

No	検　査　項　目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	11	10	1	100以下		11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	7.5	6.8	6.3	10 以下	2 以下	7.5		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.006	0.004	0.007	0.01 以下	0.002 以下	0.007		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.0	11.3	10.7	200 以下	40 以下	12.0					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	7.7	7.2	7.1	200 以下	40 以下	7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	63	61	60	300 以下	60 以下	63		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	210	208	205	500 以下	100 以下	210		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.7	7.0	7.0	5.8 ～ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	1.2	0.5 未満	0.6	5度 以下		1.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.9	0.2 未満	0.2	2度 以下		0.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

隼人地区妙見配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	12	2	10	100以下		12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.8	1.8	10 以下	2.0 以下	1.9		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.07	0.09	0.6 以下	0.12 以下	0.09		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.5	8.3	200 以下	40 以下	8.5					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	5.3	5.3	200 以下	40 以下	5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	28	29	29	300 以下	60 以下	29					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	141	143	137	500 以下	100 以下	143		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.1	7.1	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

隼人地区松永配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.8	1.8	10 以下	2 以下	1.9		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.11	0.1	0.6 以下	0.12 以下	0.11		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.6	8.3	200 以下	40 以下	8.6					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.4	5.2	200 以下	40 以下	5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	27	29	28	300 以下	60 以下	29					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	137	146	141	500 以下	100 以下	146		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.2	7.3	5.8 ～ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

隼人地区上野配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	3	0	3	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.8	1.8	10 以下	2 以下	1.9		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.06 未満	0.06	0.6 以下	0.12 以下	0.06		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.8	8.2	200 以下	40 以下	8.8					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.4	5.2	200 以下	40 以下	5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	30	28	300 以下	60 以下	30					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	141	144	146	500 以下	100 以下	146		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.2	7.3	5.8 ～ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。
注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	14	0	0	100以下		14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.9	1.8	10 以下	2 以下	1.9		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06	0.10	0.6 以下	0.12	0.10		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.4	8.3	200 以下	40 以下	8.4					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	7.0	5.3	5.3	200 以下	40 以下	7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	28	29	29	300 以下	60 以下	29					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	137	147	145	500 以下	100 以下	147		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2ーメチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	7.3	7.3	5.8 ～ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」，「No.3～No.46[mg/L]」，「No.50～No.51[度]」，「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

溝辺地区高区配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	6	3	8	100以下		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.8	2.7	2.6	10 以下	2 以下	2.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.3	9.3	8.9	200 以下	40 以下	9.3					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	7.3	7.3	7.1	200 以下	40 以下	7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	37	36	35	300 以下	60 以下	37					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	143	142	142	500 以下	100 以下	143		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.7	7.0	7.0	5.8 ～ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。
注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

溝辺地区低区配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	8	0	0	100以下		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.8	2.6	2.5	10 以下	2 以下	2.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.4	9.1	8.9	200 以下	40 以下	9.4					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	7.2	7.3	7.1	200 以下	40 以下	7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	37	35	35	300 以下	60 以下	37					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	142	141	142	500 以下	100 以下	142		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.0	7.0	5.8 ～ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」，「No.3～No.46[mg/L]」，「No.50～No.51[度]」，「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区中崎配水池系

No	検　査　項　目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	10	12	0	100以下		12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1	0.1	10 以下	2 以下	0.1		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.09	0.6 以下	0.12	0.09		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.04	0.3 以下	0.06 以下	0.04					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.7	7.9	7.9	200 以下	40 以下	7.9					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.037	0.050	0.043	0.05 以下	0.01 以下	0.050		○			○			○			○			3月1回	注2
38	塩化物イオン	mg/L	7.6	7.5	7.8	200 以下	40 以下	7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	79	81	79	300 以下	60 以下	81		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	139	155	155	500 以下	100 以下	155		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.7	7.7	7.9	5.8 ～ 8.6		7.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	2.2	2.4	2.5	5度 以下		2.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.4	0.2 未満	2度 以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区亀割配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL				100以下			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌					検出されないこと			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L				0.003 以下	0.0006 以下			○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L				0.0005 以下	0.0001 以下			○			○			○			○				
5	セレン及びその化合物	mg/L				0.01 以下	0.002 以下			○			○			○			○				
6	鉛及びその化合物	mg/L				0.01 以下	0.002 以下			○			○			○			○				
7	ヒ素及びその化合物	mg/L				0.01 以下	0.002 以下			○			○			○			○				
8	六価クロム化合物	mg/L				0.05 以下	0.01 以下			○			○			○			○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04 以下	0.008 以下			○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L				0.01 以下	0.002 以下			○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L				10 以下	2 以下			○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L				0.8 以下	0.16 以下			○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L				1.0 以下	0.2 以下			○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L				0.002 以下	0.0004 以下			○			○			○			○				
15	1，4−ジオキサン	mg/L				0.05 以下	0.01 以下			○			○			○			○				
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L				0.04 以下	0.008 以下			○			○			○			○				
17	ジクロロメタン	mg/L				0.02 以下	0.004 以下			○			○			○			○				
18	テトラクロロエチレン	mg/L				0.01 以下	0.002 以下			○			○			○			○				
19	トリクロロエチレン	mg/L				0.01 以下	0.002 以下			○			○			○			○				
20	ベンゼン	mg/L				0.01 以下	0.002 以下			○			○			○			○				
21	塩素酸	mg/L				0.6 以下	0.12			○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L				0.02 以下	0.004 以下			○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L				0.06 以下	0.012 以下			○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L				0.03 以下	0.006 以下			○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L				0.1 以下	0.02 以下			○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L				0.01 以下	0.002 以下			○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L				0.1 以下	0.02 以下			○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L				0.03 以下	0.006 以下			○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L				0.03 以下	0.006 以下			○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L				0.09 以下	0.018 以下			○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L				0.08 以下	0.016 以下			○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L				1.0 以下	0.2 以下			○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L				0.2 以下	0.04 以下			○			○			○			○				
34	鉄及びその化合物	mg/L				0.3 以下	0.06 以下			○			○			○			○				
35	銅及びその化合物	mg/L				1.0 以下	0.2 以下			○			○			○			○				
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L				200 以下	40 以下			○			○			○			○				
37	マンガン及びその化合物	mg/L				0.05 以下	0.01 以下			○			○			○			○			3月1回	注2
38	塩化物イオン	mg/L				200 以下	40 以下			○			○			○			○		月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L				300 以下	60 以下			○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L				500 以下	100 以下			○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L				0.2 以下	0.04 以下			○			○			○			○			年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L				0.00001 以下	0.000002 以下			○			○			○			○			年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L				0.00001 以下	0.000002 以下			○			○			○			○				
44	非イオン界面活性剤	mg/L				0.02 以下	0.004 以下			○			○			○			○			年1回	注5
45	フェノール類	mg/L				0.005 以下	0.001 以下			○			○			○			○			年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L				3.0 以下	0.6 以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値					5.8 ～ 8.6			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味					異常でないこと			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気					異常でないこと			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度				5度 以下			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度				2度 以下			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	8	51	8	8	51	8	8	51	8	8	51	8			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。
＊平成28年4月より水質検査開始（平成25年度～平成27年度の水質検査データなし）

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区妙見・安楽配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.004	0.004	0.01 以下	0.002 以下	0.004		○			○			○			○			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○									年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.1	1.1	10 以下	2 以下	1.1		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.003	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.8	8.7	8.8	200 以下	40 以下	8.8					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	4.6	4.6	4.8	200 以下	40 以下	4.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	27	26	28	300 以下	60 以下	28					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	148	146	146	500 以下	100 以下	148		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.2	7.3	7.5	5.8 〜 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」，「 No.3〜No.46[mg/L]」，「 No.50〜No.51[度]」，「 No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区中央配水池系

No	検　査　項　目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	14	100以下		14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.1	1.1	10 以下	2 以下	1.1		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.8	7.7	7.8	200 以下	40 以下	7.8					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	4.9	5.0	4.9	200 以下	40 以下	5.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	26	27	28	300 以下	60 以下	28					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	123	128	128	500 以下	100 以下	128		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.8	7.0	7.0	5.8 〜 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.3	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3〜No.46[mg/L]」,「No.50〜No.51[度]」,「No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区松岡配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	96	0	0	100以下		96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.002					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	4.3	5.1	6.2	10 以下	2 以下	6.2		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.18	0.13	0.23	0.6 以下	0.12	0.23		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.8	9.2	9.4	200 以下	40 以下	9.4					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	8.1	8.5	9.7	200 以下	40 以下	9.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	37	43	50	300 以下	60 以下	50					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	152	171	178	500 以下	100 以下	178		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2ーメチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.8	6.9	7.0	5.8 ～ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	1.3	5度 以下		1.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区正牟田配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	76	0	0	100以下		76	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.8	0.8	10 以下	2 以下	0.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.23	0.18	0.6 以下	0.12 以下	0.23		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.03	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.04					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.7	7.0	6.9	200 以下	40 以下	7.0					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	5.1	5.1	200 以下	40 以下	5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	28	29	30	300 以下	60 以下	30					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	101	105	97	500 以下	100 以下	105		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	7.0	7.2	5.8 ～ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	1	0	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.2	1.3	10 以下	2 以下	1.3		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1,4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1,2−ジクロロエチレン及びトランス−1,2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.11	0.06 未満	0.10	0.6 以下	0.12 以下	0.11		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.003	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.003		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	8.6	8.0	200 以下	40 以下	8.7					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	5.7	5.7	200 以下	40 以下	5.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	26	26	25	300 以下	60 以下	26					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	122	125	120	500 以下	100 以下	125		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.7	6.9	7.0	5.8 ～ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区柿木配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.6	2.5	2.5	10 以下	2 以下	2.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.21	0.08	0.16	0.6 以下	0.12 以下	0.21		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.02	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.6	8.0	8.1	200 以下	40 以下	8.6					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	6.2	6.3	6.5	200 以下	40 以下	6.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	29	29	29	300 以下	60 以下	29					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	130	142	135	500 以下	100 以下	142		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.1	7.2	5.8 ～ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	3.1	0.5 未満	5度 以下		3.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.3	0.2 未満	2度 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」，「No.3～No.46[mg/L]」，「No.50～No.51[度]」，「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

横川地区後ヶ谷配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	0	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○			○			○			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○									年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.4	1.8	10 以下	2 以下	1.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001	0.09 以下	0.018 以下	0.001		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.04	1.0 以下	0.2 以下	0.04					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.05	0.12	0.3 以下	0.06 以下	0.12					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.2	8.5	8.8	200 以下	40 以下	9.2					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	0.002	0.002	0.05 以下	0.01 以下	0.002					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	5.1	5.2	200 以下	40 以下	5.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	30	28	35	300 以下	60 以下	35					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	134	138	140	500 以下	100 以下	140		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.3	7.4	5.8 ～ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	1.2	1.1	2.5	5度 以下		2.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.5	0.8	1.0	2度 以下		1.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。
注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区高千穂第1配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	11	0	0	100以下		11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	0.1	10 以下	2 以下	0.2		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.002	0.001	0.002	0.06 以下	0.012 以下	0.002		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.002	0.001	0.003	0.1 以下	0.02 以下	0.003		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.03 以下	0.006 以下	0.001		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.1	3.9	3.9	200 以下	40 以下	4.1					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001					○										
38	塩化物イオン	mg/L	3.9	3.7	3.4	200 以下	40 以下	3.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	19	15	17	300 以下	60 以下	19					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	77	66	67	500 以下	100 以下	77					○										
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.3	7.4	5.8 ～ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.5	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」，「 No.3～No.46[mg/L]」，「 No.50～No.51[度]」，「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。
注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区中津川配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.7	10 以下	2 以下	0.7		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.1	6.1	7.0	200 以下	40 以下	7.1					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	4.9	5.0	200 以下	40 以下	5.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	47	37	45	300 以下	60 以下	47					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	144	139	134	500 以下	100 以下	144		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.5	7.5	7.7	5.8 〜 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3〜No.46[mg/L]」,「No.50〜No.51[度]」,「No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区寺原配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	33	66	53	100以下		66	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.2	1.2	10 以下	2 以下	1.2		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.07	0.07	0.6 以下	0.12	0.08		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.002	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.002		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.09 以下	0.018 以下	0.001		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.01	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	8.6	8.6	200 以下	40 以下	8.6					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	5.4	5.6	200 以下	40 以下	5.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	67	75	81	300 以下	60 以下	81		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	166	181	171	500 以下	100 以下	181		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.5	7.7	5.8 ～ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。
注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区麓配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.7	0.7	10 以下	2 以下	0.7		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	9.0	8.5	200 以下	40 以下	9.0					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	4.9	4.7	4.6	200 以下	40 以下	4.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	34	38	35	300 以下	60 以下	38					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	148	154	150	500 以下	100 以下	154		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.0	7.1	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区万膳配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	1	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.6	0.7	10 以下	2 以下	0.7		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.5	4.5	4.5	200 以下	40 以下	4.5					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	3.8	3.8	3.8	200 以下	40 以下	3.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	30	31	32	300 以下	60 以下	32					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	92	73	77	500 以下	100 以下	92					○										
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.4	7.5	7.5	5.8 ～ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区三体・浅谷配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	3	0	0	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1	0.1	10 以下	2 以下	0.1		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.3	4.3	4.3	200 以下	40 以下	4.3					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	3.4	3.5	3.3	200 以下	40 以下	3.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	24	23	24	300 以下	60 以下	24					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	73	68	78	500 以下	100 以下	78					○										
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.6	7.6	7.7	5.8 ～ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.3	0.2 未満	0.2	2度 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。
注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

牧園地区大霧配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	4	0	0	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満		○			○			○			○			3月1回	注2
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○									年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10 以下	2 以下	0.3		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.08		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.04	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.04					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.04	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.04					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.1	4.1	3.9	200 以下	40 以下	4.1					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.05 以下	0.01 以下	0.001					○										
38	塩化物イオン	mg/L	4.7	4.6	4.7	200 以下	40 以下	4.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	26	25	25	300 以下	60 以下	26					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	71	67	63	500 以下	100 以下	71					○										
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.1	7.2	5.8 ～ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.3	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区永水配水池系

	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	10	2	2	100以下		10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.6	1.6	1.6	10 以下	2 以下	1.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1,4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1,2−ジクロロエチレン及びトランス−1,2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12 以下	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	8.4	8.3	200 以下	40 以下	8.7					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	4.7	4.6	4.5	200 以下	40 以下	4.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	25	26	300 以下	60 以下	26					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	132	132	136	500 以下	100 以下	136		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	7.1	7.2	5.8 ～ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区北永野田配水池系

	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	9	1	100以下		9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.6	1.3	1.4	10 以下	2 以下	1.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.04	0.03	1.0 以下	0.2 以下	0.04					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	8.0	7.8	200 以下	40 以下	8.7					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	4.7	4.7	4.8	200 以下	40 以下	4.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	29	29	300 以下	60 以下	29					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	128	124	127	500 以下	100 以下	128		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2ーメチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	6.9	7.1	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目(月1回)
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。
注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	7	0	100以下		7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.6	0.5	10 以下	2 以下	0.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.20	0.16	0.17	0.8 以下	0.16 以下	0.20		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.5	0.5	0.4	1.0 以下	0.2 以下	0.5		○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○									年1回	注1
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.001 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	15.9	14.2	13.9	200 以下	40 以下	15.9					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	19.5	19.5	18.0	200 以下	40 以下	19.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	163	164	164	300 以下	60 以下	164		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	314	323	311	500 以下	100 以下	323		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.7	7.7	7.7	5.8 ～ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	27	9	9	51	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3〜No.46[mg/L]」,「No.50〜No.51[度]」,「No.2及びNo.47〜No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区上部配水池系

	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.6	0.5	10 以下	2 以下	0.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.20	0.16	0.17	0.8 以下	0.16 以下	0.20		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.5	0.5	0.4	1.0 以下	0.2 以下	0.5		○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○									年1回	注1
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	15.9	13.0	13.9	200 以下	40 以下	15.9					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	19.5	19.3	18.1	200 以下	40 以下	19.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	165	162	165	300 以下	60 以下	165		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	316	329	316	500 以下	100 以下	329		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.8	7.7	7.7	5.8 ～ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	27	9	9	51	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区中部配水池系

	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	1	0	12	100以下		12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.6	0.5	10 以下	2 以下	0.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.16	0.14	0.14	0.8 以下	0.16 以下	0.16					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.3	0.4	0.3	1.0 以下	0.2 以下	0.4		○			○			○			○			3月1回	注2
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○									年1回	注1
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.4	13.1	12.1	200 以下	40 以下	13.4					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	14.0	18.4	14.7	200 以下	40 以下	18.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	126	162	140	300 以下	60 以下	162		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	280	320	281	500 以下	100 以下	320		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.4	7.7	7.6	5.8 ～ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区下部配水池系

	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	12	0	0	100以下		12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.8	0.7	10 以下	2 以下	0.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.09	0.8 以下	0.16 以下	0.09					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1	1.0 以下	0.2 以下	0.1					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.03	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.2	8.0	9.7	200 以下	40 以下	9.7					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	5.8	5.7	6.2	200 以下	40 以下	6.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	41	34	67	300 以下	60 以下	67		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	151	141	178	500 以下	100 以下	178		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.7	6.9	7.0	5.8 ～ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区みやま配水池系

	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	2	2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.2	0.2	10 以下	2 以下	0.2		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.6	8.7	10.3	200 以下	40 以下	10.6					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	7.6	6.3	6.1	200 以下	40 以下	7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	71	86	93	300 以下	60 以下	93		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	170	187	183	500 以下	100 以下	187		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.4	6.2	6.6	5.8 ～ 8.6		6.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区神宮台配水池系

	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.4	0.4	10 以下	2 以下	0.4		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.18	0.14	0.15	0.8 以下	0.16 以下	0.18		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.8	0.6	0.7	1.0 以下	0.2 以下	0.8		○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○									年1回	注1
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.09	0.30	0.6 以下	0.12	0.30		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.06 以下	0.012 以下	0.002		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.003	0.1 以下	0.02 以下	0.003		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.003	0.003	0.008	0.1 以下	0.02 以下	0.008		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.03 以下	0.006 以下	0.001		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.003	0.003	0.002	0.09 以下	0.018 以下	0.003		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.08	0.04	0.06	0.3 以下	0.06 以下	0.08		○			○			○			○			3月1回	注2
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○									年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	33.0	22.0	25.3	200 以下	40 以下	33.0					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.002					○										
38	塩化物イオン	mg/L	67.6	58.4	51.1	200 以下	40 以下	67.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	292	281	295	300 以下	60 以下	292		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	605	558	587	500 以下	100 以下	605		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.7	7.5	7.6	5.8 ～ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	2.3	5度 以下		2.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.5	2度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	28	9	9	51	9	9	28	9	9	28	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区永池配水池系

	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	7	0	0	100以下		7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.4	0.3	10 以下	2 以下	0.4		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.18	0.14	0.10	0.8 以下	0.16 以下	0.18		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.8	0.8	0.5	1.0 以下	0.2 以下	0.8		○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○									年1回	注1
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.06 未満	0.11	0.6 以下	0.12	0.11		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.002		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.002		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	33.1	22.3	20.3	200 以下	40 以下	33.1					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	67.9	60.9	33.2	200 以下	40 以下	67.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	297	279	203	300 以下	60 以下	297		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	605	560	408	500 以下	100 以下	605		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.5	7.4	7.1	5.8 ～ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	27	9	9	51	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。
注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区霧島配水池系

	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	1	0	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.6	0.5	10 以下	2 以下	0.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.20	0.15	0.16	0.8 以下	0.16 以下	0.20		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.5	0.4	1.0 以下	0.2 以下	0.5		○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○									年1回	注1
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	15.6	12.8	13.5	200 以下	40 以下	15.6					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	20.1	19.8	18.1	200 以下	40 以下	20.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	160	153	152	300 以下	60 以下	160		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	309	309	298	500 以下	100 以下	309		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.1	7.3	5.8 ～ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	27	9	9	51	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

霧島地区霧島ハイツ配水池系

	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	3	1	4	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.4	0.4	10 以下	2 以下	0.4		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.18	0.14	0.12	0.8 以下	0.16 以下	0.18		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.8	0.8	0.7	1.0 以下	0.2 以下	0.8		○			○			○			○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○									年1回	注1
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.07	0.6 以下	0.12	0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.002	0.002	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.002		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.002	0.002	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.002		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	32.9	22.2	24.8	200 以下	40 以下	32.9					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	67.8	60.3	49.4	200 以下	40 以下	67.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	287	282	287	300 以下	60 以下	287		○			○			○			○		3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	603	560	548	500 以下	100 以下	603		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.8	7.7	7.6	5.8 ～ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	1.0	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		1.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2	2度 以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	27	9	9	51	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」，「 No.3～No.46[mg/L]」，「 No.50～No.51[度]」，「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区牧之原第1配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	31	23	0	100以下		31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.002	0.004	0.01 以下	0.002 以下	0.004					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.6	2.5	2.6	10 以下	2.0 以下	2.6		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.04	0.09	1.0 以下	0.2 以下	0.09					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.4	9.6	9.7	200 以下	40 以下	10.4					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	8.5	8.2	8.2	200 以下	40 以下	8.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	39	36	36	300 以下	60 以下	39					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	148	163	164	500 以下	100 以下	164		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.6	6.7	6.9	5.8 ～ 8.6		6.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区池之谷配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	2	10	0	100以下		10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	2.0	2.2	10 以下	2 以下	2.2		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4ージオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.11	0.09	0.09	0.6 以下	0.12	0.11		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.003	0.002	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.05	1.0 以下	0.2 以下	0.05					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.03	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	40.8	38.3	42.9	200 以下	40 以下	42.9		○			○			○			○			3月1回	注2
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○									年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	79.6	82.6	66.9	200 以下	40 以下	82.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	84	81	80	300 以下	60 以下	84		○			○			○			○		3月1回（特定の条件により省略可能）	3月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	275	273	267	500 以下	100 以下	275		○			○			○			○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2ーメチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.6	6.8	6.9	5.8 ～ 8.6		6.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」,「No.3～No.46[mg/L]」,「No.50～No.51[度]」,「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- 省略不可9項目（月1回）
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。

注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区福地配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	21	48	0	100以下		48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.2	3.1	3.1	10 以下	2 以下	3.2		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.06		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.04	0.05	1.0 以下	0.2 以下	0.05					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.8	12.8	12.9	200 以下	40 以下	12.9					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	10.7	10.9	10.4	200 以下	40 以下	10.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	53	54	54	300 以下	60 以下	54					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	178	187	199	500 以下	100 以下	199		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.1	7.2	5.8 ～ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.7	5度 以下		0.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.8	2度 以下		0.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）
上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区川路原配水池系

No	検　査　項　目	単　位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	4	34	4	100以下		34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003		○			○			○			○			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○									年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.3	1.4	10 以下	2.0 以下	1.4		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.09	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.09		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.02					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.4	9.3	9.4	200 以下	40 以下	9.4					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	6.3	5.6	6.6	200 以下	40 以下	6.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	31	31	32	300 以下	60 以下	32					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	136	151	156	500 以下	100 以下	156		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	7.1	7.2	5.8 ～ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区牧野配水池系

No	検　査　項　目	単 位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	45	53	0	100以下		53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.004	0.004	0.004	0.01 以下	0.002 以下	0.004		○			○			○			○			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○									年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.5	1.2	10 以下	2 以下	1.5		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.08	0.11	0.6 以下	0.12	0.11		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.03	0.02	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.04	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.04					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.5	12.7	12.7	200 以下	40 以下	12.7					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.016	0.003	0.003	0.05 以下	0.01 以下	0.016		○			○			○			○			3月1回	注2
38	塩化物イオン	mg/L	7.3	7.5	7.2	200 以下	40 以下	7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	30	31	31	300 以下	60 以下	31					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	147	154	156	500 以下	100 以下	156		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2ーメチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.2	7.4	5.8 ～ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.6	5度 以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	26	9	9	51	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

福山地区比曽木野配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	28	65	0	100以下		65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.002	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.002					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.7	2.3	2.3	10 以下	2 以下	2.7		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4−ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス−1，2−ジクロロエチレン及びトランス−1，2−ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.07	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.003	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.003		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.01	1.0 以下	0.2 以下	0.03					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.2	6.5	6.7	200 以下	40 以下	7.2					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	4.5	4.3	4.4	200 以下	40 以下	4.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	23	22	21	300 以下	60 以下	23					○								3月1回（特定の条件により省略可能）	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	104	116	112	500 以下	100 以下	116		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2−メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.8	6.9	7.1	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」，「 No.3～No.46[mg/L]」，「 No.50～No.51[度]」，「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

省略不可9項目（月1回）
省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
過去の水質試験結果により省略不可な項目（3月に1回）

上記以外の項目は年1回（8月）の検査とします。
注1）水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2）過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3）深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4）硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5）水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

国分地区木原配水池系

No	検査項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	30	0	33	100以下		33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.0001 以下	0.00005 未満					○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L		0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満		○			○			○			○			3月1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.7	0.8	10 以下	2 以下	0.8		○			○			○			○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満					○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満					○										
15	1，4－ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.005 未満					○										
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満					○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満					○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満					○										
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.07	0.06 未満	0.6 以下	0.12	0.07		○			○			○			○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満		○			○			○			○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下	0.012 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.004 未満		○			○			○			○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.02 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.02 未満		○			○			○			○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下	0.006 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下	0.018 以下	0.001 未満		○			○			○			○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下	0.016 以下	0.008 未満		○			○			○			○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満					○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.01 未満					○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.0	6.7	6.6	200 以下	40 以下	7.0					○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下	0.001 未満					○										
38	塩化物イオン	mg/L	4.5	4.3	4.6	200 以下	40 以下	4.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	22	20	20	300 以下	60 以下	22					○								3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	111	107	112	500 以下	100 以下	112		○			○			○			○			3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満					○									年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○									年4回	注3
43	2－メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満					○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満					○									年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.001 以下	0.0005 未満					○									年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下	0.6 以下	0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	7.1	7.1	5.8 ～ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「 No.1[/mL]」,「 No.3～No.46[mg/L]」,「 No.50～No.51[度]」,「 No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」

＊平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。
＊平成27年4月1日からジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値が強化されました。

- (黄) 省略不可9項目(月1回)
- (水色) 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (橙) 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1)水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
注2)過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
注3)深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。
注4)硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
注5)水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。